

市有財産売払募集要領
(市有財産売却に係る御案内)

平成 23 年

遠野市総務部管理情報課

目 次

<申込みから引渡しまでの流れ>

【募集要領】

1	売払物件	1
2	売払方法	1
3	申込資格	1
4	申込方法	1
5	現地説明	2
6	申込手続	2
7	契約相手方の決定方法	2
8	契約の締結	2
9	代金の支払方法	2
10	所有権の移転等	3
11	瑕疵担保	3
12	用途指定	3
13	公租公課等	3
14	お問い合わせ先	3

【様式】

(別紙1)	市有財産買受申込書	5
(別紙2)	委任状	6
(別紙3)	保証金充当申出書(契約保証金)	7
(別紙4)	保証金還付請求書(契約保証金)	8

市有財産売払い募集要領

1 売払物件

市有財産の売払を次のとおり実施します。

売払物件（土地）

物件 番号	所在地	地目 (現況)	予定地積 (㎡)	用途地域	建べ い率 (%)	容積率 (%)	売却価格 (円)
1	上郷町細越 7 地割 10 番 2	宅地	868.95	区域外	-	-	9,290,000
2	上郷町細越 7 地割 11 番 5	宅地	602.72	区域外	-	-	6,445,000
16	宮守町達首部 16 地割 6 番 1 の一部 宮守町達首部 16 地割 4 番 2 の一部	宅地 宅地	353.06 16.86	区域外	-	-	1,910,000
17	宮守町達首部 16 地割 6 番 1 の一部 宮守町達首部 16 地割 4 番 2 の一部	宅地 宅地	348.87 104.06	区域外	-	-	1,620,000
19	宮守町達首部 16 地割 3 番 8	宅地	342.25	区域外	-	-	1,795,000
20	宮守町達首部 16 地割 3 番 9	宅地	348.85	区域外	-	-	1,895,000

注 1) いずれも市が公共用地等に利用していたもので、差押え等による物件ではありません。

注 2) 20 件の売払い物件がありましたが、おかげさまで 17 件が売約済みとなりました。現在の売払い可能物件は標記の 3 件のみです。

2 売払方法

価格公示売却による。

3 申込資格

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項及び地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない方はどなたでも申込みできます。

(1) 地方自治法

(職員の行為の制限)

第 238 条の 3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

(2) 地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

4 申込方法

随時、購入申し込みを受け付けます。(先着順)

下記の必要書類を添付して市有財産買受申込書にて遠野市総務部管理情報課に提出してください。

(1) 申込期間

随時

※土・日・祝日及び年末年始の閉庁日を除く。

(2) 申込時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

(3) 申込場所

遠野市役所総務部管理情報課

(4) その他 電話・郵送・FAX 等による申込みは受け付けていません。

5 現地説明

売払物件は、現状での引き渡しとなりますので、物件の詳細について分からないことや疑問がある場合は、事前にお問い合わせ下さい。希望者には、売払物件の現地説明を行います。

現地説明を受けないで申込みをする方は、事前に売払物件を御自身で確認し、周辺の状況変化や用途地域・各関係法令等を充分考慮した上で申し込んでください。

なお、売払物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っていません。また、開発等（建築を含む。）に当たっては、都市計画法、建築基準法等の法令により規制がある場合がありますので、事前に関係機関に御確認ください。

6 申込手続

申込みを希望される方は、必要書類を添付して遠野市総務部管理情報課管財係に提出してください。

○必要書類

① 個人の場合	ア 市有財産買受申込書 (別紙1) イ 住民票及び印鑑証明書 各1通 (発行後3箇月以内のもの)
② 法人の場合	ア 市有財産買受申込書 (別紙1) イ 資格証明書及び印鑑証明書 各1通 (発行後3箇月以内のもの)
③ 外国人の場合	ア 市有財産買受申込書 (別紙1) イ 外国人登録証明書及び印鑑証明書 各1通 (発行後3箇月以内のもの)

※法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が申し込まれる場合は、委任者の印鑑証明書を添付した委任状(別紙2)を持参してください。

※連名(共有)で申し込む場合は、連名(共有)者全員の住民票等が必要となります。

7 契約相手方の決定方法

- (1) 売払いの相手方となった方には、市有財産売払決定通知書(様式第1号)により通知します。
- (2) 売払いの相手方となった方が契約締結期限内に契約を締結しないときは、売払決定を取り消します。

8 契約の締結

(1) 契約締結

買受者は、契約締結期限内に土地売買契約書により契約を締結してください。ただし、分筆する場合は、分筆終了後、契約を締結するものとします。

(2) 契約締結期限

売払決定通知書を通知した日の翌日から10日以内(土曜日及び日曜日を含まない。)

※分筆を要するものについては、分筆終了後に別途通知します。

(3) 必要なもの

印鑑登録印及び収入印紙(契約用・登録免許税用)

(4) その他

土地売買契約書(本市が保管するもの1部)に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、契約の締結及び履行に関し必要な一切の費用は、買受者の負担となります。

9 代金の支払い方法

代金の支払方法は、次の2通りがあります。

なお、売買代金の分割納入はできません。また、契約保証金には、その受入期間について利息を付しません。

(1) 全額納付

売買契約と同時に、本市が発行する納入通知書により全額を納付していただきます。

(2) 契約保証金払

- ① 売買契約と同時に、契約保証金として売買代金の100分の5以上(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。)に相当する額を契約締結日までに契約保証金納付書により納付していただき、代金と契約保証金との差額を本市が発行する納入通知書により契約締結日から30日以内に納付していただきます。

この場合において、買受者の契約保証金は、保証金充当申出書(別紙3)により、代金の一部に充当することとなります。

また、買受者の契約保証金を代金に充当しない場合は、代金の納付後において、保証金還付請求書(別紙4)により買受者が指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により還付します。

- ② 契約保証金は、売買代金の納付が行われなかった場合は、本市に帰属することとなります。

10 所有権の移転等

(1) 売買代金の納付が行われたときに、所有権の移転があったものとし、物件を引き渡したものとします。

(2) 所有権の移転登記は、物件の引渡し後、本市が行います。

11 瑕疵担保

買受者は、買受申込書等に記載した面積その他について実施に符合しないことや隠れた瑕疵があっても、これを理由として契約の締結を拒み、無効を主張し、又は代金の減額を請求することはできません。

12 用途指定

買受者は、契約締結の日から5年を経過するまでの間、買い受けた物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供することはできません。

13 公租公課等

本物件に係る売買代金完納後の公租公課等は、買受者の負担とします。

14 お問い合わせ先

遠野市総務部管理情報課 (電話 0198-62-2111 内線 363)